

受動喫煙防止対策の推進について

1 国の示す方向性

(平成 22 年 2 月 25 日付け 健発 0225 第 2 号 厚生労働省健康局長通知)

(1) 多数の者が利用する公共的な空間（室内又はこれに準ずる環境）

⇒原則全面禁煙

- ・その旨を表示し、周知を図ること。

(2) 屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間

⇒受動喫煙防止のための配慮が必要

(3) 全面禁煙が極めて困難な場合

⇒当面の間、喫煙可能区域を設定し、将来的には全面禁煙を目指す

- ・喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないようにすること。
- ・禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図ること。

2 府の方針

(1) 府民がその施設を利用することが不可避なもの、公的な施設を最優先とし、優先順位をつけて取組む

目標 平成 23 年 4 月 1 日時点で全面禁煙化 100%

対象施設 ①官公庁 ②学校 ③医療機関 ④公共交通機関

(2) 府所管の施設における全面禁煙の徹底

(平成 22 年 3 月 17 日付け 健第 3035 号 健康医療部長名により依頼)

対象施設 府本庁舎、出先機関、府立施設

方針 ①敷地内全面禁煙をめざす

②敷地内全面禁煙が困難な場合は、室内又はこれに準ずる空間（施設内の飲食店等契約民間施設を含む）については、全面禁煙

<参考>

2(1)①~④の施設について、平成 23 年 4 月 1 日時点の全面禁煙化の実施状況について実態調査を実施する予定